明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一三八）　一

〔告　示〕

○原戸籍の一部が滅失した件（法務三八五、三八六）　一
○食品の製造過程の管理の高度化に関する基本方針の一部を変更する件（厚生労働・農林水産三）　二
○保安林の指定をする件（農林水産一一五三～一一六八）　二
○自動車の装置の型式を指定した件（国土交通九二五～九二八）　四
○小型特殊自動車の型式を認定した件（同九二九～九三一）　五
○都市計画法施行規則の規定により登録講習機関の登録事項の変更の届出があった件（同九三二）　六
○浄化槽の型式を認定した件（関東地方整備局二九一、二九二）　六
○道路に関する件（近畿地方整備局一二七）　七
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（同一二八）　七
○道路に関する件（中国地方整備局八〇）　七
○建築基準法に基づく指定確認検査機関を指定した件（同八一）　七
○道路に関する件（北海道開発局一〇〇、一〇一）　七

〔人事異動〕

内閣　内閣府　警察庁　財務省　八

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕

官庁事項　八
指定保安検査機関の指定に関する公示（関東東北産業保安監督部）　八
法　務　八
公証人任免（法務省）　八
産　業　八
日本工業規格（厚生労働省、厚生労働省・経済産業省）　八
標準仕様書（TS）の公表について（厚生労働省・経済産業省）　八

〔資　料〕

日本と世界の天候（平成二十一年七月）（速報）（気象庁）　九

〔公　告〕

諸事項　二
裁判所　二
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　二
地方公共団体　二五
公債抽せん・償還（東京都区）関係
会社その他
郡山区域農用地整備事業における丹伊田・中津川・黒木・柳橋一・駒板・木目沢・高柴二換地区の換地処分関係

省　令

○厚生労働省令第百三十六号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十二条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月二十五日

厚生労働大臣　舛添　要一

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号を削る。

附則第二条の次に次の二条を加える。

（経過措置）

第二条の二　法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、第三条各号に掲げるもののほか、当分の間、新型インフルエンザ等感染症（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH一N一であるものに限る。）の患者又は無症状病原体保有者を診断した場合とする。

第二条の三　法第十二条第六項において準用する同条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、当分の間、前条に規定する感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した場合とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○法務省告示第三百八十五号

北海道砂川市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十一年八月二十五日

法務大臣　森　英介

北海道砂川市宮川町一番地　山田　恭作